

# 第1章 はじめに

## 1-1 計画の目的

平成25年12月に「交通政策基本法」が施行され、国民などの交通に対する基本的なニーズの充足、交通の機能の確保及び向上、交通による環境への負荷の軽減、交通の適切な役割分担及び有機的かつ効率的な連携など、交通に関する基本的な理念などが定められました。さらに、平成26年11月に「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」が改正されたことにより、地方公共団体が中心となって、まちづくりと一体的に持続可能な地域公共交通を構築するためのマスタープランとなる「地域公共交通計画」を策定することになりました。

本市では、こうした国の枠組みを活用しながら、望ましい公共交通体系実現のため、平成24年3月に長期的展望に立った「公共交通活性化基本計画」を、平成28年3月に「地域公共交通網形成計画」を策定し、公共交通ネットワークの利便性向上や公共交通サービスの充実・強化に取り組んできました。

こうした中、これまでのモータリゼーション、人口減少・少子高齢化に加え、近年、自然災害の激甚化・頻発化や新型コロナウイルス感染症の世界的な流行を契機とした行動変容、ICT・AI技術等による技術革新など、社会経済情勢の急激な変化とともに、公共交通を取り巻く状況の変化も様々な形で生じています。

引き続き、市民生活や地域経済活動を支える公共交通を持続可能なものとしていくためには、こうした公共交通を取り巻く状況変化への対応を事業者だけに委ねることなく、地域住民・企業・行政など地域のあらゆる関係者が集い、知恵を絞り、協調しながら、「共創」の理念のもとに着実に取組を進める必要があります。

このため、喫緊の課題に対応した新たなマスタープランとして「福島市地域公共交通計画」を策定し、今後5年間に実施する取組について定めるとともに、市民や市外からの来訪者にとって利用しやすく、まちづくりと一体となった持続可能な公共交通体系の構築を目指して参ります。

## 1-2 計画の区域

計画の区域は、福島市全域とします。

また、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持していくため「ふくしま田園中枢都市圏<sup>※</sup>」の圏域市町村と広域連携の取組を進めながら、計画を推進します。

※「ふくしま田園中枢都市圏」とは、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、飯館村の9市町村を構成団体とする連携中枢都市圏のことです。

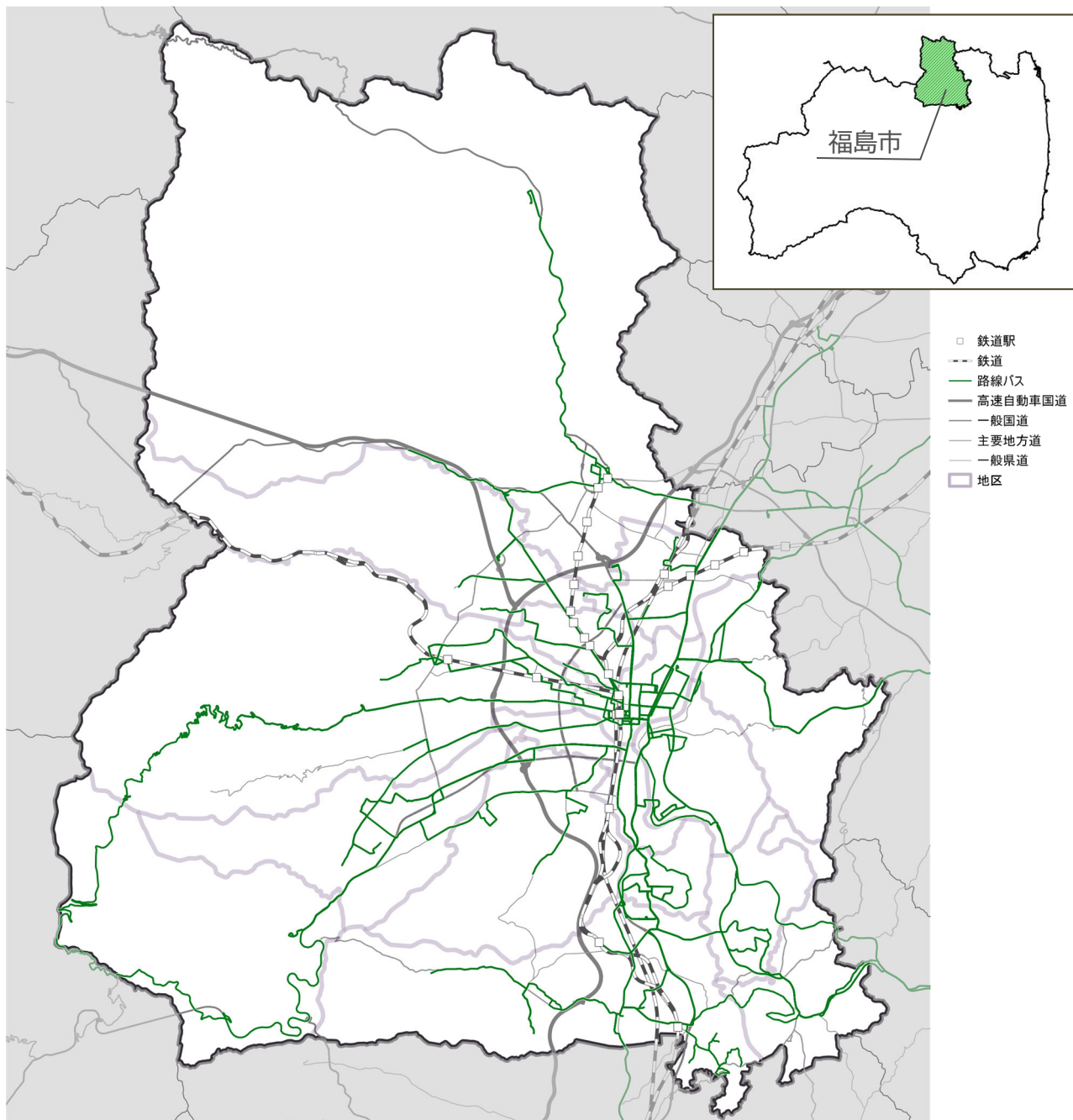


図 計画の区域

### 1-3 計画の対象

本市には様々な交通手段があり、市民生活の移動や観光客・ビジネス客等の来訪者の移動を支えています。本計画では、鉄道や路線バス、乗合タクシー、乗用タクシー等の地域公共交通及び施設等の輸送サービスを対象とします。

また、公共交通の補完が期待されるシェアサイクルのほか、次世代型モビリティなども含めて検討を進めていきます。

### 1-4 計画の位置付け

本計画は、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」第5条に規定する法定計画であり、上位計画である「福島市総合計画まちづくり基本ビジョン」で定める将来都市像の実現に向けて、地域公共交通のマスタープランとして策定するものです。

本市は、コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりを具現化するため、「福島市立地適正化計画」との整合を図りながら、将来にわたり持続可能な都市経営を目指します。

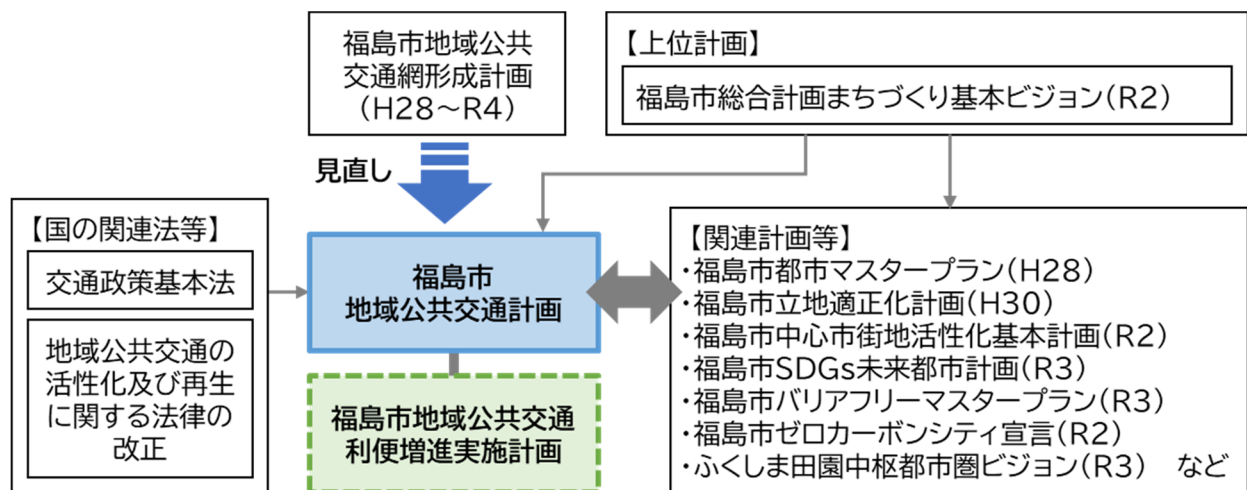


図 計画の位置付け

本市では、SDGs未来都市の選定を受けて、「福島市SDGs未来都市計画～福島市SDGs未来都市アクションプラン～」を策定し、本市ならではのまちづくりや、風評払拭、ゼロカーボン、若い世代を呼び込む施策等を展開し、アクティブで面白い持続可能な地域社会の構築を目指しています。

本計画はSDGsの17の目標のうち、親和性の高いと判断した以下の6つの目標達成に積極的に貢献します。



## 1-5 計画期間

計画の期間は、令和5年度～令和9年度の5か年とします。

社会情勢の変化や関連する法令・制度の変更等があった場合には、必要に応じて計画の見直しを検討します。

表 計画の期間

	2023	2024	2025	2026	2027	2028
福島市地域公共交通計画	2023～2027					次期計画
福島市地域公共交通 利便増進実施計画		2024～2028				
第6次福島市総合計画 まちづくり基本ビジョン	2021～2025		次期計画			
福島市立地適正化計画	2019～2040					